

事業計画の概要

1 事業者の情報

(1) 事業者

株式会社アリエ商会 代表取締役 金子豊久

住所：東京都江戸川区篠崎町2丁目3番2号

電話番号：03-5666-7811

(2) 現場責任者になる予定の者

製造部長 箱崎眞一

営業部長 阪野孝義

電話番号：047-495-5581

2 事業場の情報

所在地：船橋市潮見町20番4, 20番5

敷地面積：(実測) 9,022 m²

事業場内の建築物等：2棟(事務所)(倉庫)

詳細は別紙図面のとおり

※敷地内は全面コンクリート舗装

3 事業の概要

※フローチャートは標準作業書のとおり

H鋼・その他の金属類→収集業者が搬入→場内に積み上げ保管

→加工等を行わずに海外への輸出もしくは国内の売却先に納品

【既存事業者】①創業平成2年

②事業内容の変更無し

主な取引先

【仕入先】株式会社タニヒラ

リバー株式会社

田口金属株式会社

有限会社Rカンパニー

武蔵野金属株式会社

【納入先】日本製鉄株式会社

東京製鉄株式会社

現代製鉄（韓国企業）

共英製鋼株式会社

株式会社伊藤製鉄所

4 取扱物品（特定再生資源の区分）

- ・ H鋼（金属スクラップ）
- ・ その他の金属類（金属スクラップ）

5 保管の方法

（1）保管の場所ごとの情報 詳細は別紙のとおり

保管の場所	位置	面積 (実測)	特定再生資源の区分	保管の高さ（最高）
A 1	別紙図面のとおり	470 m ²	金属スクラップ	5.0m
A 2	別紙図面のとおり	470 m ²	金属スクラップ	5.0m
A 3	別紙図面のとおり	470 m ²	金属スクラップ	5.0m
A 4	別紙図面のとおり	470 m ²	金属スクラップ	5.0m
B	別紙図面のとおり	648 m ²	金属スクラップ	4.5m
C	別紙図面のとおり	348.5 m ²	金属スクラップ	7.5m

(2) 保管の作業の方法及び手順

保管の場所ごとに、標準作業書のとおり

(3) 積み上げる作業の用に供する機械の種類、数量及び能力

機械	機械の種類	使用するアタッチメント等	形式等
①	油圧ショベル	リフティングマグネット	コベルコ建機社製 SK350DLC10
②	油圧ショベル	リフティングマグネット	コベルコ建機社製 SK260DLC9
③	油圧ショベル	リフティングマグネット	コベルコ建機社製 SK350DLC9
④	油圧ショベル	グラップルバケット	コベルコ建機社製 SK500DLC9
⑤	油圧ショベル	グラップルバケット	コベルコ建機社製 SK500DLC10

詳細は別紙のとおり

6 破碎等の方法

※当事業所では「破碎」「切断」「圧縮」「洗浄」等の作業を行わない。

標準作業書

[特定再生資源屋外保管業]

この標準作業書は、特定再生資源屋外保管事業場内に常備し、従業者に周知を徹底するものとする。

外国人従業者についても、標準作業書の内容が分かるような翻訳版を用意し、作業の方法等を実際に示して確認させることによって、周知を徹底する。

株式会社アラエ商会 （船橋営業所）

令和8年8月28日

目 次

1	特定再生資源屋外保管業の標準作業	1
(1)	フローチャート（作業の流れ）	1
(2)	受取の作業の方法等	1
(3)	保管の作業の方法等	1
(4)	破碎等の作業の方法等	2
(5)	引渡し等の作業の方法等	2
2	特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画	3
(1)	維持管理計画	3
(2)	囲いの維持管理の方法	3
(3)	底面舗装の維持管理の方法	4
(4)	油水分離装置の維持管理の方法	4
(5)	排水溝の維持管理の方法	4
(6)	標識の維持管理の方法	4
(7)	油圧ショベル（機械）の点検・整備の方法	4
3	適正実施のための措置	5
(1)	作業全般に係る遵守事項	5
(2)	火災予防上の措置	5
(3)	汚水対策の措置	6
(4)	従業員の教育	6
(5)	廃棄物の処理	7
(6)	その他の措置	7
4	事故時の措置	8
(1)	事故等の対応	8
(2)	連絡通報表	8
5	事業場の配置図	9

1 特定再生資源屋外保管業の標準作業

(1) フローチャート（作業の流れ）

※別添のとおり

(2) 受取の作業の方法等

ア 作業手順

- ①事業場入口の台貫で重量を計量する。
- ②取り扱うことができる物品以外のものを誤って受け取らないため、必ず受取時に検査を行う。
受取時の検査は、原則として従業者の目視確認により行う。
内容物が一見して分からないものが混在している場合は、展開検査を実施する。
- ③所定の保管の場所に移動し、荷卸しを行う。
- ④取引台帳に、受取の都度、取引の内容を記録する。

イ 注意事項

受取の作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・ 所定の作業時間以外には、受取作業は行わない。
- ・ 目視確認、展開検査によってH鋼及びその他の金属類（以下「金属スクラップ類」という）のみ受取る。金属スクラップ類以外の物が混在していた場合は、積載物全ての受取を拒否する。また、水分、油分が付着しているものについても同様に受取を拒否する。
- ・ 保管の高さ等の基準を超過する可能性がある場合には、受取をしない。

(3) 保管の作業の方法等

ア 共通事項

保管の作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・ 所定の作業時間以外には、保管の作業は行わない。
- ・ 所定の保管の場所以外では、保管物の保管は行わない。
- ・ 保管の場所ごとに定めた保管区分及び保管方法を遵守して保管をする。

イ 保管の場所（一覧）

保管の場所	位置	面積 (実測)	特定再生資源の区分	保管の高さ（最高）
A 1	別紙図面のとおり	470 m ²	金属スクラップ	5.0m
A 2	別紙図面のとおり	470 m ²	金属スクラップ	5.0m
A 3	別紙図面のとおり	470 m ²	金属スクラップ	5.0m
A 4	別紙図面のとおり	470 m ²	金属スクラップ	5.0m
B	別紙図面のとおり	648 m ²	金属スクラップ	4.5m
C	別紙図面のとおり	348.5 m ²	金属スクラップ	7.5m

ウ 積み上げる作業の用に供する機械（一覧）

機械	機械の種類	使用するアタッチメント等	形式等
①	油圧ショベル	リフティングマグネット	コベルコ建機社製 SK350DLC10
②	油圧ショベル	リフティングマグネット	コベルコ建機社製 SK260DLC9
③	油圧ショベル	リフティングマグネット	コベルコ建機社製 SK350DLC9
④	油圧ショベル	グラップルバケット	コベルコ建機社製 SK500DLC9
⑤	油圧ショベル	グラップルバケット	コベルコ建機社製 SK500DLC10

エ 保管の場所ごとの作業手順及び生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法
保管の場所A・保管の場所B・保管の場所C

①保管する特定再生資源の区分

金属スクラップ（油分・水分の付着がないもの）

受入不可物の選別

②保管の作業の具体的な方法及び手順

作業時間：午前8時から午後4時

積み上げる作業の用に供する機械の使用状況：受入物により作業に適したアタッチメントを装着した機械を使用する。

展開検査により受入物を選別する。

保管物の積み上げ方：規定以内の高さで保管物を積み上げる。

（４）破碎等の作業の方法等

破碎、溶断等の加工、洗浄作業は行わない。

（５）引渡し作業の方法等

ア 作業手順

①所定の保管の場所に移動し、積込みを行う。

②事業場入口の台貫で重量を計量する。

③取引台帳に、引渡しの都度、取引の内容を記録する。

イ 注意事項

引渡し作業に当たっては、以下の点に注意する。

- ・ 所定の作業時間以外には、引渡し作業は行わない。

2 特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画

(1) 維持管理計画

	点検箇所・ポイント	点検時期（頻度）	維持管理の方法
囲い	①変形又は破損	外周：毎日 (始業時・終業時) 内周：保管物搬出後	①補修（→補強工事等） 補修の際に保管物がある場合は一時退避場所Yに移動
底面舗装	①ひび割れ ②鋼板の隙間 ③油膜	①②毎日 (始業時・終業時) ③随時	①②補修 ③油膜の拭取り
油水分離装置	①槽内の油 ②槽内の汚泥・堆積物 ③降雨予想時の確認	①随時 ②毎週（土曜日） ③降雨予想時	①回収 →廃棄物として処理 ②汚泥・堆積物の除去 ③槽内の確認、適宜回収
排水溝	①破損等 ②ごみ・異物	①毎週（土曜日） ②随時	①補修 ②撤去・清掃
標識	①破損等	① 毎週（土曜日）	② 補修
油圧ショベル	① 車両全体 ② バッテリー ③ エンジン周り ④ クーラント ⑤ 燃料タンク ⑥ セパレータ、フィルタ類 ⑦ 手摺、足場 ⑧ エンジン音 ⑨ 作業装置 ⑩ 各種ホース等 ⑪ シリンダ ⑫ グリスアップ	①～⑥始業前 ⑦～⑫エンジン始動後	①～⑫補修・補充・清掃

(2) 囲いの維持管理の方法

- ・ 外周から毎日、始業時及び終業時に、異常がないことを目視で点検する。
- ・ 内周は保管物搬出後に随時点検を行う。
- ・ 囲いに変形又は破損が認められたときは、直ちに応急の補修を行う。このとき、崩落の危険がある場合には、直ちに当該囲いに荷重がかかる保管物を崩落の危険がないよう荷重がかからない位置まで移動させる。

- ・ 応急補修が内周から必要な場合は、保守用通路上の保管物を、一時退避場所Yに移動して行う。
- ・ 囲いの補強工事等を行う場合は、事業場の構造の変更に該当することがあるため、直ちに県に報告し、確認を受けてから施工する。

(3) 底面舗装の維持管理の方法

- ・ 毎日、始業時及び終業時に、異常がないことを目視で点検する。
- ・ 油膜が底面に溜まっていることを確認したときは、できるだけ水で流すことなく、随時、拭取りにより清掃する。
- ・ 底面舗装に破損等（コンクリートのひび割れ、鋼板の破断、鋼板溶接部の隙間の発生など）が認められたときは、直ちに応急の補修を行う。

(4) 油水分離装置の維持管理の方法

- ・ 油水分離装置の各槽の上には、物を置かない。
- ・ 各槽には、吸着マットを浮かべ、浮遊油を除去する。
- ・ (1)の計画に基づいて、定期的な点検を行う。点検は、各槽の蓋を開け、目視で油の状況を確認することにより行う。
- ・ 各槽の状況に応じて、随時、吸着マットの交換や、ひしゃくでの汲取り等により、各槽内の油を回収し、廃棄物（廃油）として適正に処理する。
- ・ 定期的に、各槽内に溜まった汚泥・堆積物を除去する。
- ・ 天気予報により降雨が予想される場合は、事前に各槽内を確認し、流入量の増加によって、溜まっている油等が場外に溢れないように、通常の点検スケジュールにかかわらず、あらかじめ、油の回収や、汚泥・堆積物の除去を行う。

(5) 排水溝の維持管理の方法

- ・ (1)の計画に基づいて、定期的な点検を行う。
- ・ 排水溝に破損等が認められたときは、直ちに応急の補修を行う。
- ・ ごみや異物によって排水溝のつまりが生じていないか、随時、目視で確認する。ごみや異物がある場合、その都度、撤去・清掃を行う。

(6) 標識の維持管理の方法

- ・ 標識に汚損、破損等がないか、定期的に目視で点検する。
- ・ 汚損、破損等により、記載事項が判読できなくなりそうなときは、速やかに補修するか、作り直しを手配する。
- ・ 標識の記載事項に変更があるときは、県への必要な手続を行った後で、速やかに書換えを行う。

(7) 油圧ショベル（機械）の点検・整備の方法

- ・ 始業時に、周囲から目視し、破損等の有無を確認する。

- ・破損等が確認された場合は、作業に使用せず、メーカー担当者と直ちに連絡をとり修理の依頼を行う。
- ・整備は、定期的にメーカーにて行う。

3 適正実施のための措置

(1) 作業全般に係る遵守事項

作業に当たっては、以下の事項を遵守する。

- ・ 事業計画において定めた保管の場所以外で、保管の作業を行わない。
- ・ この標準作業書に定めのない作業方法を取らないこと。特に、高所から保管物を落下させて破砕するなど、囲いや底面舗装に強い衝撃を与え、また、著しい騒音・振動を発生させるような危険な作業を行わない。
- ・ 作業時間は、8時から16時までとする。また、日曜日・祝日は、全ての作業を行わない。
- ・ 上記の時間帯にかかわらず、保管の作業に用いる重機等や、破砕機等については、稼働時間ができるだけ短時間になるよう、効率の良い作業計画の作成に努める。
- ・ 現場責任者が事業場を不在にしている時間は、全ての作業を行わない。

(2) 火災予防上の措置

当事業所は、諸規定を遵守した危険物の取扱を行う。

労働安全衛生法に従い、ガス溶断作業の作業主任者を選任する。

船橋市火災予防条例に該当する行為を行うときは条例に従い速やかに手続きを行う。

ア 危険物への対応

①貯蔵・取扱いをする危険物の品名

経常での取扱いの予定なし

②管理者の選任

次のとおり、危険物の取扱いに関する管理者を選任する。

危険物管理責任者：箱崎眞一

③消火設備の配置等

別図のとおり。

④危険物の貯蔵及び取扱い

危険物を保管する必要が突発的に生じた場合は、消防法及び船橋市火災予防条例に従い、貯蔵及び取扱いを行う。

イ 指定可燃物への対応

①貯蔵・取扱いをする指定可燃物の品名

- ・原則として保管しない。

②船橋市火災予防条例への対応

事業場内の指定可燃物については、船橋市火災予防条例の指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に従って、貯蔵及び取扱いを行う。

ウ 高圧ガス保安法への対応

アセチレン等可燃性ガスと酸素を使用して溶接・溶断作業（補修作業に限る）を行うに当たっては、高圧ガス保安法の貯蔵方法に係る技術上の基準及びその他消費に係る技術上の基準に従って、貯蔵及び消費を行う。

エ 労働安全衛生法への対応

次のとおり、作業主任者を選任する。

作業主任者：箱崎 眞一

オ 火災発生時の対応

「4 事故時の措置」に基づいて、適切に対応する。

(3) 汚水対策の措置

汚水が発生する作業は原則行わない。仮に汚水が生じた場合、必ず標準作業書に定める作業方法を行い、設備の維持管理をすることに加え、以下の事項を遵守する。

- ・現に事業場外への排水に油等の浮遊や、烈しい濁り、着色等の異常が認められるような場合には、直ちに水を使用する作業を中止し、県に報告する。

また、原因を特定するため、自主的に水質検査を実施し、県に報告するとともに、有効な対策が講じられるまで、水を使用する作業は再開しない。

(4) 従業員の教育

ア 標準作業書に基づく教育

- ・この標準作業書に基づいて、アルバイトを含めた全従業員に必要な教育を行う。
- ・現場責任者については、この標準作業書の内容を全て説明できる程度の理解が求められるため、特に重点的に教育を行い、定期的な理解度の確認を実施する。

イ 訓練の実施

- ・アルバイトを含めた全従業員を参加させ、定期的（毎月）に次の内容の訓練を実施し、その結果を記録する。
 - ①標準作業書に基づく各作業の方法の確認
 - ②異常が発生したときの情報伝達の訓練、緊急時の通報体制の確認
 - ③危険物等の取扱方法の確認

④地域住民等から苦情、要望等の申入れがあったときの対応方法の確認

ウ 多言語対応

- ・ 外国人従業者についても、この標準作業書や事業場内の掲示等の意味を正しく把握できるよう、必要に応じて外国語を併記し、十分な教育を行う。

(5) 廃棄物の処理

事業活動に伴って発生する産業廃棄物は、標準作業書にのっとり作業を行うと、通常では発生しないが、万一発生した場合については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の許可業者に委託して、適正に処理する。

①産業廃棄物を一時的に保管する場所

配置図のとおり。

②収集・運搬の委託先

委託先：有限会社Rカンパニー

埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田字道下318

(千葉県許可番号 01200111719)

③中間処理の委託先

委託先：株式会社ハセガワ

千葉県習志野市大久保1丁目6番2号

(千葉県許可番号 01220032268)

(6) その他の措置

騒音、振動が過度に発生しないように作業等を注意して行う。

4 事故時の措置

(1) 事故等の対応

- ・ 緊急通報

火災が事業場で発生したときは、直ちに、消防（119）に通報する。

事故等で救急搬送が必要な負傷者が発生したときは、救急（119）に通報する。

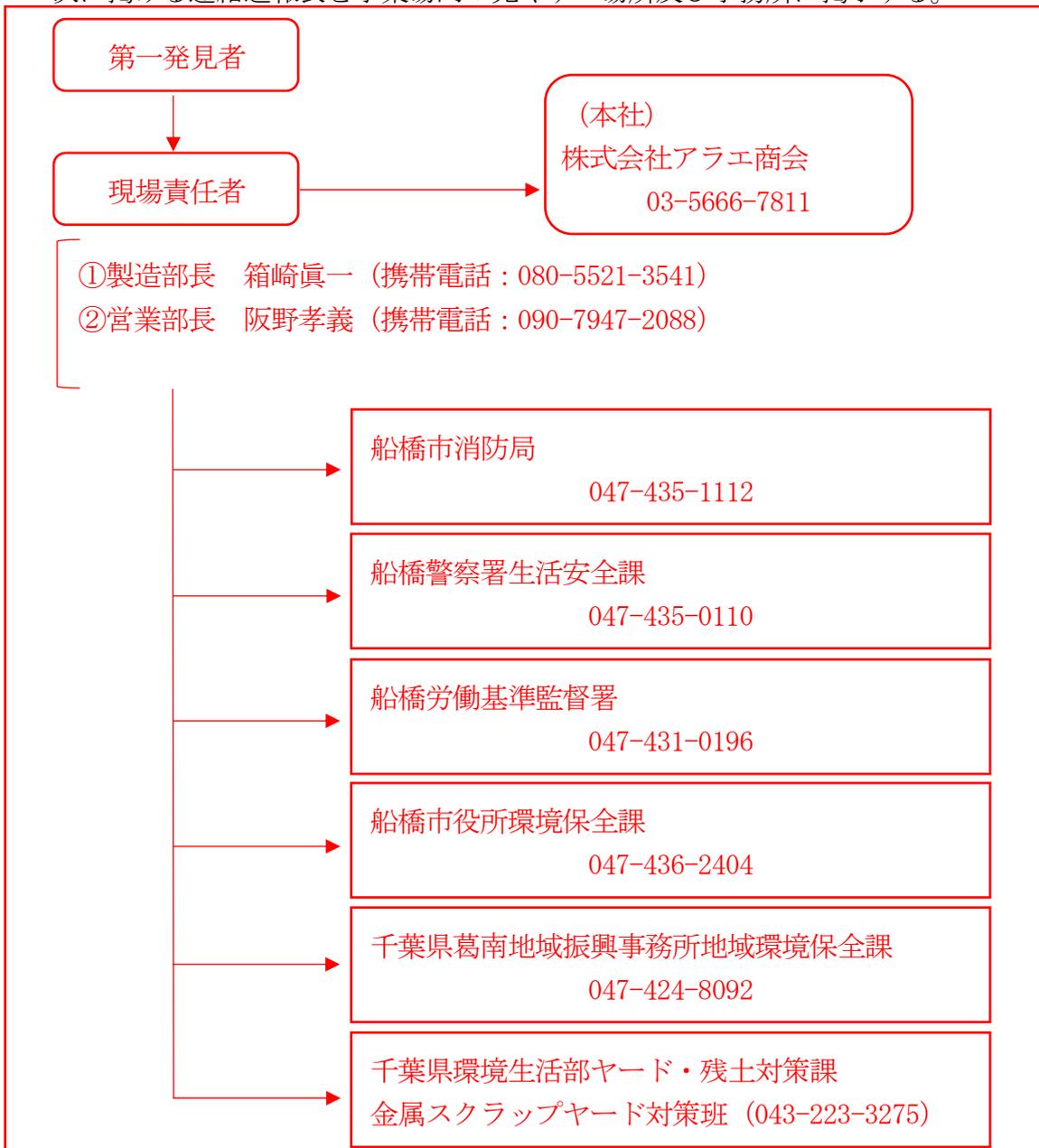
- ・ 県への連絡等

火災を含む事故等が発生したときは、現場責任者から千葉県環境生活部ヤード・残土対策課金属スクラップヤード対策班（043-223-3275）に電話で状況報告をする。

また、県から応急措置等の指示があった場合は、現場責任者を中心に適切な措置を講じる。

(2) 連絡通報表

次に掲げる連絡通報表を事業場内の見やすい場所及び事務所に掲示する。



5 事業場の配置図
別紙のとおり

施設平面図

